

議案第126号

財産（土地）の処分について

次のとおり財産（土地）を処分するため、地方自治法第96条第1項第8号及び北上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 処分する財産及び数量
北上市和賀町後藤2地割106番162
16,249.33平方メートル
- 2 処分の方法
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約とする。
- 3 処分する価格
75,000,000円
- 4 処分する相手方
秋田県由利本荘市万願寺1番地8
TDK秋田株式会社
代表取締役 林 隆 司

平成31年3月22日提出

北上市長 高 橋 敏 彦

提案理由

TDK秋田株式会社北上工場の駐車場増設用地として、処分しようとするものである。